

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月12日 提出

京田辺市長 上 村 崇

記

京田辺市都市計画税条例の一部を改正する条例

(提案理由)

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行ったので、報告し、承認を求めるため、提案するものである。

専 決 処 分 書

京田辺市都市計画税条例の一部を改正する条例

京田辺市都市計画税条例（平成8年京田辺市条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

上記のことについては、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をするものとする。

令和7年3月31日

京田辺市長 上 村 崇

京田辺市条例第20号

京田辺市都市計画税条例の一部を改正する条例

京田辺市都市計画税条例（平成8年京田辺市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第19項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の京田辺市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

京田辺市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
<p>附 則 1～3 (略) (法附則第15条第36項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第41項の条例で定める割合) 6 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 7～18 (略) 19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 20 (略)</p>	<p>附 則 1～3 (略) (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合) 6 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 7～18 (略) 19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 20 (略)</p>	<p>引用条項の整理</p>